

2014年12月10日

## 災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆さまへ

少額短期保険ハウスガード株式会社

このたびの災害による被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。  
当社では、次の窓口におきまして、お客さまからの被害のご連絡・ご相談、お問い合わせを承っておりますのでご案内申し上げます。

事故・被害のご連絡は、下記窓口までお願いいたします。

ハウスガード 事故受付センター

フリーダイヤル 0120-365-099

24時間365日受付

### ●災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆さまへ

当社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、「保険料の支払い」ならびに「継続契約の締結手続き」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望のご契約者さまは、次の窓口までお申し出ください。

適用都道府県	適用市町村	法適用日
徳島県	三好市 (みよし市) 美馬郡つるぎ町 (みまぐんつるぎちょう) 三好郡東みよし町 (みよしぐんひがしみよしちょう)	平成26年12月8日

ハウスガード カスタマーセンター

フリーダイヤル 0120-365-289

受付 9:00~17:00 (年末年始を除く)